

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 24 日（金）第 398 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 指定外来動植物の指定案（自然保護課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）（社会福祉課取扱い） 5
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 5
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 6
- 肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の計画の変更（2件）（農地整備課取扱い） 7
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 7
- 公共測量の終了（3件）（監理課取扱い） 7

## 公 告

- 一般競争入札公告（2件）（デジタル推進課取扱い） 8
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（高校教育課取扱い） 13
- 一般競争入札公告（高校教育課取扱い） 14

## 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則（※）（高校教育課取扱い） 17

## 教 育 委 員 会 告 示

- 指定文化財の指定の解除（文化財課取扱い） 17

## 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 18
- 鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 18

## 告 示

## 鹿児島県告示第257号

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第1項の規定による指定外来動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 指定する外来動植物

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
クサガメ	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等を行う指定外来動植物の状	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第

		<p>況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 窓，扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(4) 飼育場内に産卵・ふ化が可能な場所がある場合，出現が予想される幼体の逸出防止とその飼育に備えること。それが困難な場合は，あらかじめ陸域をコンクリート等で固めるなどして，繁殖を防ぐこと。</p> <p>(5) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(6) 終生飼養に努めること。</p>	<p>461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。)に定める移動用施設，水槽型施設等，人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設</p>
ドジョウ	奄美市及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は，卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	<p>適合飼養等施設の基準に定める移動用施設，水槽型施設等，人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設</p>
カラドジョウ	奄美市及び大島郡の区域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は，卵や稚魚等が流出しないよう过后に排水を行うこと。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	<p>適合飼養等施設の基準に定める移動用施設，水槽型施設等，人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設</p>

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は，この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に，知事の指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

鹿児島県告示第258号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
--------------	-----	-------	---------------

救急病院	卓翔会記念病院	薩摩川内市天辰町1512番地1	令和4年12月20日から 令和7年12月19日まで
救急病院	高江記念病院	薩摩川内市永利町2504番地1	令和5年1月6日から 令和8年1月5日まで
救急病院	医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	大島郡徳之島町亀津7588番地	令和5年1月14日から 令和8年1月13日まで
救急病院	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	令和5年1月14日から 令和8年1月13日まで
救急病院	昭南病院	曾於市大隅町下窪町1番地	令和5年1月24日から 令和8年1月23日まで
救急病院	外科馬場病院	日置市吹上町湯之浦2378	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	肝属郡医師会立病院	肝属郡錦江町神川135番地3	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	大井病院	始良市加治木町本町141番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	霧島杉安病院	霧島市霧島田口2143番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	寺田病院	伊佐市大口上町31番地4	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	県立北薩病院	伊佐市大口宮人502番地4	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	総合病院鹿児島生協病院	鹿児島市谷山中央五丁目20番10号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081番地1	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	枕崎市立病院	枕崎市日之出町230番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	小原病院	枕崎市折口町109番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	久木田整形外科病院	枕崎市港町113番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968番地4	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	内山病院	阿久根市高松町22番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	出水総合医療センター	出水市明神町520番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7番1号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	公益社団法人鹿児島共済会南風病院	鹿児島市長田町14番3号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	社会福祉法人恩賜財団済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1番11号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで

救急病院	植村病院	鹿児島市伊敷二丁目1番2号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	医療法人康成会植村病院	鹿児島市草牟田一丁目4番7号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	日高病院	鹿児島市西千石町8番13号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	厚地脳神経外科病院	鹿児島市東千石町4番13号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	桜島病院	鹿児島市野尻町59番地	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	中央病院	鹿児島市泉町6番7号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	三愛病院	鹿児島市郡元三丁目14番7号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	小田代病院	鹿児島市荒田一丁目25番6号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	増田整形外科病院	鹿児島市郡元一丁目1番1号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	共立病院	鹿児島市南郡元町11番11号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで
救急病院	豊島病院	鹿児島市下荒田三丁目27番1号	令和5年2月1日から 令和8年1月31日まで

## 鹿児島県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人一哲会うえだクリニック	奄美市名瀬真名津町13-20	令和5年2月7日
三浦医院	伊佐市大口山野5167	令和4年1月3日
阪神調剤薬局いちき串木野店	いちき串木野市大原町80番地2号	令和5年3月31日
財部中央病院	曾於市財部町南俣11273番地3	令和5年2月28日
ヨシ薬局	指宿市東方字田口田10800番地	令和5年2月6日

## 鹿児島県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社ひまわり	西之表市西之表14466番地1	ひまわり居宅介護支援事業所	西之表市西之表14449番地5	令和5年3月31日	居宅介護支援

有限会社義福	西之表市西之表7765 番地 3	居宅介護支援事業 所義福	西之表市西之表7765 番地 3	令和 5 年 4 月 15 日	居宅介護 支援
--------	---------------------	-----------------	---------------------	--------------------	------------

## 鹿児島県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
財部中央医院	曾於市財部町南俣11273番地 3	令和 5 年 3 月 1 日
出水マリンバ薬局	出水市本町 4 番 45-1 号	令和 5 年 3 月 1 日

## 鹿児島県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社黎明	霧島市国分剣之宇都町 198番地 1	訪問看護ステーション れいめい	霧島市国分剣之宇都町 198番地 1	令和 3 年 5 月 10 日

## 鹿児島県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
辰野健	KE i ROW霧島ステーション 霧島市隼人町真孝177番地 7	令和 5 年 2 月 13 日	あん摩マッ サージ指圧

## 鹿児島県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
株式会社カクイック スウイング 鹿児島市谷山港二丁	株式会社カクイック スウイング川内営業 所	事業所の所 在 地	薩摩川内市隈之 城町742番 4	薩摩川内市永利 町字中牟田1858 番地 1	令和 5 年 1 月 23 日

目 1 番 2	薩摩川内市永利町字 中牟田1858番地 1				
株式会社南の太陽 肝属郡東串良町池之 原2761-2	訪問看護ステーショ ン南の太陽 肝属郡東串良町池之 原2761-2	事業所の名 称	訪問看護ステー ションのびる	訪問看護ステー ション南の太陽	令和 4 年 6 月 1 日
		事業所の所 在 地	肝属郡東串良町 新川西4891	肝属郡東串良町 池之原2761-2	

## 鹿児島県告示第265号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和5年3月24日から同年4月7日まで南種子町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名  
熊毛郡南種子町平山877番地 1 長田昭二郎  
熊毛郡南種子町西之3823番地 3 砂坂健治  
熊毛郡南種子町島間5674番地 1 船川剛継
- 2 加入区  
南種子加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
南種子町漁業協同組合

## 鹿児島県告示第266号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島 県肥第 1222号	令和11年 4月14日	とうもろ こし浸漬 液肥料	C S L	窒素全量 3.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0 内水溶性加里 2.0	含有を許される有害成分の最大量は 公定規格のとおり	株式会社 サナス	鹿児島市 南栄三丁 目20番地

## 鹿児島県告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）田代地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年3月27日から同年4月21日まで

## 3 縦覧場所

日置市東市来支所産業建設課

**鹿児島県告示第268号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備事業（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備）第三曾於北部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和5年3月27日から同年4月21日まで

## 3 縦覧場所

曾於市役所耕地課

**鹿児島県告示第269号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備事業（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備及び区画整理）第五曾於北部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和5年3月27日から同年4月21日まで

## 3 縦覧場所

曾於市役所耕地課

**鹿児島県告示第270号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 作業の種類 基本測量（国土広域情報修正）

## 2 作業の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3 作業の地域 鹿児島県全域

**鹿児島県告示第271号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，鹿児島市長から令和4年12月23日鹿児島県告示第893号で告示した公共測量の実施は，令和5年3月10日終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第272号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、奄美市長から令和4年7月8日鹿児島県告示第581号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月10日終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長島町長から令和4年8月9日鹿児島県告示第646号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月13日終了した旨の通知があった。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入れをする物品等の名称及び数量

業務用パソコンの賃貸借 1,650台

## (2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和5年9月29日

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 借入期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和5年4月18日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供できることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければな

らない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法, 時期, 場所等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは, 次に掲げるところにより, 資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け, 入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して, 直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
令和 5 年 3 月 24 日から同年 4 月 4 日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
なお, 受付期間の終了後も随時受け付けるが, この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
  - (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては, 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので, 入札に参加する者は, 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず, 見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
  - (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し, 又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は, 配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)
  - (4) 入札書の提出期限  
令和 5 年 5 月 9 日午後 5 時(郵便又は信書便により送付する場合は, 同期限までに必着のこと。)
  - (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 令和 5 年 5 月 10 日午前 10 時 30 分  
イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎 7 階) 7-政-1
  - (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は, 入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
㊦ 交付場所 (2)に同じ。  
㊧ 交付期限 令和 5 年 4 月 4 日午後 5 時
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4 の(2)及び(6)のイの(㊧)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-2393

ファックス番号 099-286-5527

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Laptop computer for general working:1,650
- (2) DELIVERY PERIOD:  
29 September 2023
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 9 May 2023
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Digital Promotion Division  
Policy Planning and Coordination Department  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-2393  
FAX 099-286-5527

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

M i c r o s o f t社のソフトウェアライセンスの賃貸借 一式

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 5 年 6 月 30 日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和10年 6 月 30 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 5 年 3 月 24 日から同年 4 月 4 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 入札の方法等

##### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

##### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

##### (4) 入札書の提出期限

令和 5 年 5 月 9 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

##### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 5 月 10 日午後 1 時 30 分  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 7 階）7-政-1

##### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 5 年 4 月 4 日午後 5 時

#### 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

#### 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

##### (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書, 入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で, 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は, 落札決定通知を受けた日から 5 日以内に, 記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-2393

ファックス番号 099-286-5527

#### 13 その他

この調達は, 世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 14 SUMMARY

##### (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Microsoft software license: 1 Set

##### (2) DELIVERY PERIOD:

30 June 2023

##### (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

##### (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 9 May 2023

##### (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Digital Promotion Division

Policy Planning and Coordination Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2393

FAX 099-286-5527

.....

#### 競争入札の参加者の資格に関する公告

令和5年度において, 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので, 当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について, 次のとおり公告する。

令和5年3月24日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

#### 1 調達をする特定役務の種類

OA関連研修業務(ICT支援員配置業務)

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

## 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和5年3月24日から同年4月10日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

## (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

## (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

## (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和5年12月31日までとする。

## 5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和5年3月24日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

電子計算機サービス及び関連のサービス（ICT支援員配置業務） 一式

## (2) 調達をする特定役務の特質等

入札説明書による。

- (3) 履行期限  
令和 6 年 3 月 29 日
- (4) 履行場所  
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 学校における I C T 支援の経験を 1 年以上有する組織であり、かつ、I C T 支援能力検定試験資格及び教育情報コーディネータ 3 級以上の資格を有するものが在籍する組織であり、それらを証明する書類（様式不問）を令和 5 年 4 月 19 日午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間  
令和 5 年 3 月 24 日から同年 4 月 10 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所  
鹿児島県教育庁高校教育課学校教育 I C T 推進班  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)
- (4) 入札書の提出期限  
令和 5 年 5 月 8 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着

のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 5 月 9 日 午前 10 時

イ 場所 鹿児島県庁 (行政庁舎 16 階) 学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 5 年 4 月 12 日 午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国 (独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書 (代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな

ければならない。

- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県教育庁高校教育課学校教育 I C T 推進班  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-5588  
ファックス番号 099-286-5678
- 13 その他  
この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:  
Office automation training related services (ICT Support Staff Assignment): 1 Set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
- (3) FULFILLMENT PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 8 May 2023
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Upper Secondary School Education Division  
Kagoshima Prefectural Educational Bureau  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-5588  
FAX 099-286-5678

## 教育委員会規則

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

### 鹿児島県教育委員会規則第 3 号

鹿児島県立高等学校学則及び鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則  
(鹿児島県立高等学校学則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県立高等学校学則 (昭和 27 年鹿児島県教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「平成 21 年文部科学省告示第 34 号」を「平成 30 年文部科学省告示第 68 号」に改める。

別表第 1 鹿児島県立市来農芸高等学校の項中「農業経営科, 生物工学科, 生活科, 」を削る。  
(鹿児島県立中学校学則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県立中学校学則 (平成 26 年鹿児島県教育委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「平成 20 年文部科学省告示第 28 号」を「平成 29 年文部科学省告示第 64 号。以下「学習指導要領」という。」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 教育委員会告示

### 鹿児島県教育委員会告示第 2 号

鹿児島県文化財保護条例 (昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号) 第 5 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる鹿児島県指定有形文化財の指定を解除する。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

有形文化財（建造物）

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
投谷神社本殿・ 末社四所宮・末 社地主社 附棟 札13枚・妻板 1	曾於市大隅町 大谷5536番地	宗教法人投 谷八幡宮	本殿，末社四所宮及び末社地主社の全 焼により，その文化財的価値が失われた ため。

**県立病院局企業管理規程**

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県県立病院局企業管理規程第 3 号**

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項の表中

「	循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務	」	を
「	循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務	」	に改める。
	第一循環器内科部長			
	第二循環器内科部長			

附 則

この規程は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 24 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県県立病院局企業管理規程第 4 号**

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（高齢者部分休業）

第 4 条の 4 職員の高齢者部分休業の取扱いについては，鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第32号）に定める高齢者部分休業の例による。

附 則

この規程は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。